

議案第61号

大田原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び大田原市行政財産
使用料条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び大田原市行政財産使用料条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び大田原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

(大田原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削る。

第2条第1項及び第3条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第4条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第4条の2を次のように改める。

(行政財産の無償貸付、減額貸付等)

第4条の2 行政財産である土地は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下

「法」という。)第238条の4第2項第1号又は第3号の規定により、他の地方公共団体、公共的団体その他市長が特に必要と認める者に対し、当該土地を貸し付けるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

2 行政財産である土地は、法第238条の4第2項第2号の規定により、国、他の地方公共団体又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第169条の2各号に規定する法人に対し、当該土地を貸し付けるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

3 行政財産である庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この項において「庁舎等」という。)は、法第238条の4第2項第4号の規定により、他の地方公共団体、公共的団体その他市長が特に必要と認める者に対し、当該庁舎等を貸し付けるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

4 行政財産である土地は、法第238条の4第2項第5号の規定により、国、他の地方公共団体又は政令第169条の4第1項各号に規定する法人に対し、地上権を設定するとき又は法第238条の4第2項第6号の規定により、国、他の地方公共団体又は政令第169条の5第1項に規定する法人に対し、地役権を設定するときは、無償又は時価よりも低い価額で設定することができる。

第6条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

(大田原市行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 大田原市行政財産使用料条例(昭和51年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第4項」を「第7項」に改める。

第6条中「行政財産は、次の各号の一に該当するときは、これ」を「市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、行政財産」に改め、同条第3号中「場合」を「とき。」に改める。

第7条ただし書中「場合」を「とき」に改める。
別表土地の部電柱敷地等として使用させる場合の項中「第5条」を「第8条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。